

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和4年6月9日（木曜日）

予算・決算委員会

日時 令和4年6月9日（木曜日）午前10時40分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第78号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄

委員 カークランド陽子 今泉吉孝 小林秀徳 竹下修平 齊藤竜也

佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 柴田賢治郎 小野田直美

山田辰也 村田康助 山口洋一 滝川健司 中西宏彰

議長 長田共永

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議会事務局次長 阿部和弘 議事調査課長 後藤知代

書記 請井悠人

開 会 午前10時40分

○丸山隆弘委員長 ただいまから、予算・決算委員会を開会します。

本委員会は、本日の本会議において本委員会に付託されました第78号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第2号）の1議案を審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可いたします。質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑議のある場合、質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようにお願いをいたします。

第78号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

第78号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第2号）の歳出になります。3款3項14目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、新型コロナウイルス対策事業、11ページになります。4点ありますが、1点目は、3,831万3千円の事業費になりますが、主な内容を伺います。

2点目は、給付日程を伺いたいのですが、対象者、人数、給付額、支給の配布時期等を教えていただければと思います。

3点目は、所得制限の有無と申請方法を伺います。

4点目は、市独自の内容があるかと思いますが、そちらの内容を聞かせてください。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 こども未来課から第78号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第2号）歳出3款3項14目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、新型コロ

ナウイルス対策事業について4問御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

初めに、3,831万3千円の事業費の主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものです。

事業費の主な内容としましては、会計年度任用職員報酬、システムの改修業務委託料及び賃借料、特別給付金です。

次に2問目の給付日程、支給対象者、人数、給付額、支給時期ですが、支給対象者は、対象児童である令和4年3月31日時点で18歳未満の子、障害児については20歳未満及び令和4年4月1日から令和5年4月1日までに生まれる新生児の養育者であって、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方、令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方、そのほか、令和4年度分の住民税均等割が非課税または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同様の事情にある方と認められる方が対象です。

対象児童は約650人を見込んでおり、児童1人当たり5万円を養育している方に支給するものです。

支給時期につきましては、児童扶養手当を受給している方は6月末、令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方は、7月中旬以降、その他の方については、申請受付後速やかに支給を予定しております。

次に所得制限の有無と申請方法ですが、本給付金の支給対象は、令和4年4月分の児童扶養手当の受給者、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と定められております。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方等となっております。

申請が必要な対象者には、案内及び申請書を郵送することで申請が必要であることを周知し、郵送等で申請受付を行う予定です。

次に、市独自で行う内容ですが、国の令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の対象児童とはならない令和5年3月1日以降、令和5年4月1日までに生まれる新生児を養育している方に、市独自で子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。分かりました。内容は非常にコロナで長期化する中で物価高騰とか非常に生活していく中でいろいろなものが上がったとか収入が減るとか、そういった状況で大変な子育て世帯の状況に1人5万円支給するという国の政策の中でこういった事業が行われるということで理解をいたしました。

対象者は約650人ということで市内の世帯というか対象者があるということで、その方々にしっかり支給されて行き渡るようにやっていただきたいという思いがあります。そういった立場で少し再質問をさせていただきたいと思います。

まずそういう形で650人が対象だということになっておりますが、そこで所得制限対象者という形の2、3に関わるかなというところなのですが、対象者は①番ということで児童扶養手当受給者にというところが含まれておるのですが、そこでお聞きしたいのですが、扶養手当を受けている方の中にも全部支給される人と一部支給の2パターンあると思いますが、その場合は一部支給されている方、全部支給されている方、どちらもこの対象になるという理解でいいのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 児童扶養手当の受給者につきましては全部支給、一部支給、どちらも対象となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。全部支給、一部支給、どちらも対象ということで理解いたしました。

もう一点、申請に関わるところでお聞きしたいのですが、対象者①・②・③というところで資料請求出させていただいてありがとうございます。1番の方については自動でというか申請手続等が市が把握できるものですから、出して自動的にという形でできるのかなと思うのですが、③番の直近で収入が急激に減少した世帯については把握がなかなか市のほうではできないと思います。

そういう中でそういった方も申請をしていただけるような周知の仕方というのをお願いしたいなという質問なのですが、そこら辺、そういった自ら申請をしなければならない方については、私としては税務課とか社協とか横のつながりも含めてそういった方々に何か情報がいくような周知の仕方が必要なのではないかと思いますが、担当課は大変だと思いますが、そういった方についてはどういう風な周知の工夫を考えているのか、そこら辺の状況を聞かせていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 周知方法につきましては、ホームページや広報、ティーズ、市の公式LINEなどを予定しております。

また、家計急変の方についてですが、令和3年度でも同様な給付金がありましたので、そういった対象となられた方に申請書付きの案内を出すなど、ホームページでもなるべく目立つような工夫をするなどして、対象の方には周知を徹底していきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 過去のデータ等を含めてしっかり周知をやっていくというところで大変だと思いますが、ぜひいろいろ協力をしていただきながら周知の方をお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、(4)の市の独自で行う内容ということなのですが、今回そういう国よりも範囲を広げて市は独自で予算をつけて行うということだと思のですが、そういうふうにするに至った思いというか、どうして独自のことをやろうと思ったのか、そこを教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 国の給付事業が令和5年2月28日までの新生児を養育している方を対象としているんですが、同じ学年となる令和5年3月1日から令和5年4月1日までに生まれる新生児について、同じ学年ということで不公平なことがない観点から市独自で子育て世帯生活支援特別給付金を支給させていただくものになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

以上で、第78号議案の質疑を終了します。

○丸山隆弘委員長 これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより、第78号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって第78号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午前10時53分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘